

新潟県公安委員会規則第13号

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年新潟県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規則において「法令」とは、法律及び法律に基づく命令並びに新潟県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が定める規則をいう。 2 この規則において「公安委員会等」とは、公安委員会、新潟県警察本部長又は警察署長をいう。 3～11 (略)	(定義) 第2条 この規則において「法令」とは、法律及び法律に基づく命令をいう。 2 この規則において「公安委員会等」とは、新潟県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、新潟県警察本部長又は警察署長をいう。 3～11 (略)

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。